非血縁者間

骨髓採取認定施設 末梢血幹細胞採取認定施設 採 取 責 任 医 師 各 位

> 公益財団法人 日本骨髄バンク ドナー安全委員会

『造血幹細胞提供者に係る感染症発症時の採取不可期間について』の

一部基準削除について(通知)

拝啓

時下、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素より骨髄バンク事業の推進に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年 5 月 15 日付通知「造血幹細胞提供者に係る感染症発症時の採取不可期間について」において、非血縁者間骨髄採取もしくは末梢血幹細胞採取を予定している造血幹細胞提供者が別紙に定める感染症を発症した場合の対応について、別紙のように採取不可期間に関する基準を策定いたしましたが、<u>B型肝炎についてご意見等を頂き、再検討した結果当該感染症項目については既に基準が設定されていることから、当該項目については削除することといたしました</u>のでご報告いたします。

日頃のご協力に深く感謝申し上げると共に、今後とも骨髄バンク事業の推進にご協力の 程お願い申し上げます。

敬具

※別紙基準は、採取不可期間経過後に「造血幹細胞採取可」とする基準ではありません。 最終的な採取可否判断は、採取不可期間経過後に個々の造血幹細胞提供者の状況を総合的 にご判断いただき造血幹細胞採取の可否を決定してください。

採取不可期間の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。 「解熱した後2日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった 場合には、その日は日数には数えず、火曜(1日)、水曜(2日)の2日間は採取不可、木曜日から採取可否を検討するということになります。

図 「採取不可期間:解熱した後2日を経過するまで」の考え方

日曜日	月曜日		火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	解	熱	1 日目	2日目	採取可否 検討可		

また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日(発熱が始まった日)は含まず、翌日を第1日と数えます。



出典:保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省) 平成21年8月